

令和3年度答申第41号
令和3年10月14日

諮詢番号 令和3年度諮詢第43号（令和3年9月17日諮詢）

審査庁 防衛大臣

事件名 児童手当支給事由消滅処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A防衛局長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（昭和46年法律第73号）17条1項による読み替え後の同法7条1項の認定を受けて児童手当の支給を受けていた審査請求人Xに対し、当該児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）児童手当法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者（同法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない旨規定するが、常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公

務員である一般受給資格者については、同法17条1項による読み替え後の同法7条1項は、当該国家公務員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者の認定を受けなければならない旨規定する。

- (2) 児童手当法7条3項は、同条1項又は2項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同条1項又は2項と同様とする旨規定し、同法17条2項は、同法7条3項の規定は、同法17条1項の規定によって読み替えられる同法7条1項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなった場合について準用する旨規定する。
- (3) 児童手当法8条1項は、市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する旨規定し、同法17条1項による読み替え後の同法8条1項は、当該国家公務員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する旨規定する。
- (4) 児童手当法8条2項は、児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。
- (5) 児童手当法17条3項は、同条1項の規定によって読み替えられる同法7条1項の認定を受けた者については、同法8条3項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなった」と読み替えるものとする旨規定し、同法17条3項による読み替え後の同法8条3項は、受給資格者が当該認定をした者を異にすることとなった場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、当該認定をした者を異にすることとなった後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が当該認定をした者を異にすることとなった日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、A防衛局に採用された国家公務員であったが、処分序から、審査請求人の子である児童2名（以下「本件児童ら」という。）に係

る児童手当について、受給資格の認定を受け、その支給を受けていた。

(人事発令通知、児童手当の支給事由消滅について（決裁）)

(2) 審査請求人は、令和2年4月1日付けで、A防衛局を退職した。

(人事発令通知)

(3) 処分庁は、審査請求人に対し、令和2年5月20日付けで本件処分を行った。

(児童手当支給事由消滅通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年6月23日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査請求人は、令和2年7月3日付け（同年6月8日付け請求）で、B市長から、支給開始年月を同年7月からとする本件児童らに係る児童手当の受給資格の認定を受けた。

(児童手当認定通知書)

(6) 審査庁は、令和3年9月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和2年5月20日付けの児童手当支給事由消滅通知書により、児童手当が消滅していることを知った。同通知書に添えられた書面には、「今後の児童手当の受給にあたっては、住所地の市区町村に新たに申請を行ってください。」とあったことから、現況届の提出（同年6月）のタイミングで住所地の市役所から児童手当の手続についてお知らせがあると思い待っていた。その後、児童手当の振込金額を確認すると、同年2月から同年4月までの3か月分の支給しかなかったため、審査請求人自身で調べたところ、消滅の理由があった日から15日以内に手続をしなければならないとのことであった。なお、同通知書が審査請求人に送付された時点で、既に上記申請期限である15日は過ぎていた。処分庁は、同年3月24日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室による事務連絡「児童手当の申請に係る周知について」の内容を把握していたと推測されるが、審査請求人に対して一切情報提供はなかった。

審査請求人は、自分で調べたことについて、A防衛局に問い合わせをしたところ、令和2年6月8日に、メールにて、「当局が支給した児童手当6万

円は、当局に在籍していた2月から4月分になります。退職後の児童手当につきましては、住所地の市区町村が担当になりますので、そちらにお問い合わせいただきますようお願ひいたします。」と返信があった。

そこで、審査請求人は、住所地の市役所に赴き、児童手当を支給してほしい旨交渉をしたが、市役所からは「うちは児童手当支給事由消滅届に記入してもらって転出先の市役所で手続きをしてもらうようにしています。」と説明を受けた。さらに「この日付で消滅通知書を送ることは遅すぎる。すぐに出してあげないと。」、「この期間に関しては防衛省に受給請求をするのが筋だと思います。」とも説明された。

審査請求人は、翌日、児童手当支給事由消滅届について内閣府に問い合わせたところ、同消滅届は、審査請求人から処分庁に届出をしなければならないことが判明した。また、職権ですることもできると教えてくれた。審査請求人は「本人に提出を促して提出されなければ職権でも仕方ないが、そもそも提出を促されていないことが問題だ。」と主張すると、内閣府は、「主張は理解できます。しかしながら、法令解釈でいくと職権で処理したと言われば、主張は難しいと思います。」との回答をした。

審査請求人は、令和2年6月9日、A防衛局に、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）7条関係（審査請求人の届出状況）及び審査庁への審査請求の手続について問い合わせた。同局からは、同条は、一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅した時は、速やかに様式第10号による届書を市町村長に提出しなければならない、と規定し、一般受給者が市町村長に届出をすることとなること、公務員の場合は、同施行規則12条の規定により、「市町村長」は、児童手当法17条1項の規定により読み替えられることから、公務員である受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅した時は、認定を行った者に児童手当支給事由消滅届を提出しなければならず、同局から市町村長に同消滅届を提出することはない、との回答を得た。

退職時に児童手当支給事由消滅届を提出していたならば、当然、住所地の市役所で手続きしなければならないことは明白であり、今回のような事は防げたはずである。A防衛局は、同消滅届を市町村に届出しなくてよいから、審査請求人から同消滅届を受ける必要はないとの解釈によりとらなかつたことが上記回答より明らかとなつた。しかし、制度の趣旨はそのようなものではない。

法の規定で職権といいうものがあるが、防衛省に職権で処理すべきものとして規定されていれば、規則制定日等を明らかにし説明願いたい。連絡を取れる関係にあるにもかかわらず、職権で処理することを聞いていなかった。いずれにしろ、審査請求人に対する退職手続の説明に含まれていなかつたことは明白である。

なお、処分庁は、弁明書において、審査請求人から本件処分の根拠法令に定める児童手当支給事由消滅届は提出されなかつた、とするが、法令上審査請求人から同消滅届を提出する必要があることは理解できる。ただし、それは法令上であり、審査請求人は、同消滅届を提出するよう促されたことはない。

また、平成29年9月8日付けの内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室による事務連絡「児童手当の申請に係る周知について」において、異動前の所属庁が異動者（退職者）に対し手続が必要になることを周知するよう明記されている。総務省の調査結果によると、内閣府は毎年度末に、所属庁に対し、公務員退職者への児童手当請求手続の周知を徹底するよう事務連絡文書で注意喚起していると記されている。令和元年度に関しても、令和2年3月24日付けの事務連絡において、内閣府から各省各庁の長に通知しているとのことであった。

審査請求人は、A防衛局の職員によるパワハラ等で休職しており、審査請求人が同局に対して不信感を持っていたことを認識していたにもかかわらず、このような形で児童手当支給事由消滅通知書が届いたことは、病気療養中で収入がない審査請求人にとって耐えがたい行為である。

したがって、審査請求人は、児童手当支給事由消滅通知書による通知が遅れたことにより、令和2年5月分及び同年6月分の児童手当の支給を受けることができない現状について、防衛省において説明責任があったことを認め、児童手当の不支給分の支払を求める。

(審査請求書、審査請求書の補正について、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

本件処分は、審査請求人が令和2年4月1日付で退職したことに伴い、児童手当の支給事由が消滅したため、処分庁が審査請求人宛てに児童手当支給事由消滅通知書を送付したものであり、児童手当の支給事由が消滅した日や消滅

した理由に事実関係の誤りはない。児童手当の支給事由が消滅している以上、本件処分について、適正に実施されたものであり、違法性がないことは明らかである。

これに対し、審査請求人は、A防衛局を退職する際、同局の担当者から審査請求人の住所地の市町村長に対して児童手当の認定請求手続が必要である旨の説明がなかったこと及び児童手当支給事由消滅通知書の送付が遅れたことを理由に、市町村長からの児童手当の不支給分（令和2年5月分及び同年6月分）の支払を求めている。しかし、退職時の児童手当の認定請求手続の説明について、これを定めた法の規定はなく、児童手当支給事由消滅処分の取消要件とは解されない。また、児童手当の支給事由が消滅した場合に、一般受給者は、認定権者に対して速やかに所定の届書を提出しなければならないこととされている一方、児童手当支給事由消滅通知書の送付期限について定めた法の規定はない。そもそも、処分庁は、根拠法令上、審査請求人に対して、同年5月分以降の児童手当を支給することはできないため、同月分以降の児童手当を支給しないことについて、違法又は不当と評価する余地はないというべきである。したがって、審査請求人の挙げる理由は、本件処分の取消し又は変更を求める理由としては失当である。

よって、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件の児童手当支給事由消滅通知書は、審査請求人が令和2年4月1日にA防衛局を退職したため、同日に児童手当の支給事由が消滅したことを通知するものである。

審査請求人が、令和2年4月1日に退職したことは明らかで、これにより公務員としての身分を失ったのであるから、公務員として支給されていた処分庁からの児童手当は支給されなくなるのであって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 付言

本件で審査請求人が求めているのは、児童手当の申請について処分庁から説明がなく、本件処分の通知が遅れたため、令和2年5月分及び6月分の児

童手当の支給を受けられなくなったが、これは処分庁の責任であるので、支給を受けられなくなった分について処分庁が支払をすべきという趣旨である。

公務員が当該国家公務員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者から受給する児童手当は、退職した日の属する月で終わり、住所地の市町村長に認定請求すると、認定請求した日の属する月の翌月から支給されることになるのであるが、退職後15日以内に住所地の市町村長に認定請求をした場合には、退職した日の属する月の翌月から支給されることになる。

審査請求人は、令和2年4月1日にA防衛局を退職したので同月分までの児童手当は処分庁から支給され、住所地の市長に認定請求したのが同年6月8日であったので、支給は同年7月分からとなり、同年5月分と同年6月分は支給されなかった。

審査請求人が退職後15日以内に住所地の市長に認定請求していれば、児童手当は令和2年5月分から支給されていたはずで、このことを処分庁が説明しなかったことが審査請求人の不服の真意であると思われる。

このような説明についての法令の定めはないとはいえ、児童手当の受給者である職員が退職した場合に、15日以内に住所地の市区町村長に認定請求しなかったために児童手当が支給されない期間が発生した事例があることは従前から問題とされていたことがうかがわれ、内閣府から各省庁に対して、退職する受給者に対する児童手当の申請に係る周知についての事務連絡が发出されている。

退職する受給者に対する児童手当の申請に係る周知について、漏れがないよう徹底されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいせず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委 員	戸	谷	博	子
委 員	伊	藤		浩
委 員	交	告	尚	史